

新旧対照表

○ 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)</p> <p>10の2の2～15共—2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。</p>	<p>第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、<u>第10条の6第1項</u>、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)</p> <p>10の2の2～15共—2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、<u>第10条の6第1項</u>、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。</p>

第10条の4（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用）

10の4—1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げるもの（以下10の4関係において「特定中小企業者等」という。）が年の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得し、又は製作して事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備等（以下10の4関係において「事業基盤強化設備等」という。）については、同条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の9第1項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうか又は措置法第10条の4第1項に規定する情報基盤強化設備等（以下10の4関係において「情報基盤強化設備等」という。）の取得価額の合計額が70万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備等の取得価額）

10の4—3 措置法令第5条の6第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置又は器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が70万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

第10条の4（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用）

10の4—1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げるもの（以下10の4関係において「特定中小企業者等」という。）が年の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得し、又は製作して事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備（以下10の4関係において「事業基盤強化設備」という。）については、同条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の9第1項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する120万円以上であるかどうかについては、その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得し、又は製作して事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定するものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備の取得価額）

10の4—3 事業基盤強化設備の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業基盤強化設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の4—4 個人の営む事業が措置法第10条の4第1項第2号から第5号までに規定する事業(以下10の4—6までにおいて「特定事業」という。)に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(ソフトウェアの改良費用)

10の4—4の2 特定中小企業者等が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェア(措置法規則第5条の9第7項に規定するソフトウェアに限る。)を取得したことと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額を当該ソフトウェアの取得価額として措置法第10条の4第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備等)

10の4—6 特定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得し、又は製作した事業基盤強化設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項又は第3項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の4—7 特定中小企業者等がその取得し、又は製作した事業基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業基盤強化設備等が専ら当該特定中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業

(主たる事業でない場合の適用)

10の4—4 個人の営む事業が措置法第10条の4第1項第2号から第4号までに規定する事業(以下10の4—6までにおいて「特定事業」という。)に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(新設)

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

10の4—6 特定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得し、又は製作した事業基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項又は第3項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の4—7 特定中小企業者等がその取得し、又は製作した事業基盤強化設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業基盤強化設備が専ら当該特定中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業基盤

基盤強化設備等は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項又は第3項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備等につき同条第1項又は第3項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(附属の装置又はソフトウェアの同時設置の意義)

10の4—8 措置法規則第5条の9第7項第1号ロ又は第4号において本体の電子計算機又は同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産のいずれか(以下この項において「本体」という。)と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の装置又はソフトウェアには、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の装置又はソフトウェアが含まれるものとする。

(事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4—9 事業基盤強化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該事業基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった事業基盤強化設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4—10 措置法令第5条の6第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(教育訓練費の範囲)

10の4—12 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等 (措置法令

強化設備)は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項又は第3項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備につき同条第1項又は第3項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の4—8 平成21年3月31日付国土交通省告示第373号の別表において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4—9 事業基盤強化設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該事業基盤強化設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった事業基盤強化設備に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4—10 措置法令第5条の6第7項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(教育訓練費の範囲)

10の4—12 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等 (措置法令

第5条の6第12項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。)の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第5条の6第11項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。)の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

第10条の6(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(国庫補助金等をもって取得等した情報基盤強化設備等の取得価額)

10の6—1 措置法第10条の6第1項に規定する情報基盤強化設備等(以下10の6関係において「情報基盤強化設備等」という。)の取得価額の合計額が措置法令第5条の8第1項に規定する70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該情報基盤強化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の6—2 青色申告書を提出する個人が、その取得し、又は製作した情報基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報基盤強化設備等が専ら

当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報基盤強化設備等は当該個人の営む事業の用に供したもとして措置法第10条の6第1項又は第3項の規定を適用する。

(廃止)

(ソフトウェアの改良費用)

10の6-3 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の6第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

10の6-4 措置法規則第5条の11各号において本体と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃止)

(情報基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の6-5 情報基盤強化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該情報基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった情報基盤強化設備等に係る措置法第10条の6第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

(廃止)

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の6—1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額、平成22年分繰越税額控除限度超過額、平成23年分繰越税額控除限度超過額、繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[公害防止設備]

10の6—6 措置法令第5条の8第4項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の6—7 措置法第10条の6第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の7((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の7—1 個人が措置法第10条の7第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額、平成22年分繰越税額控除限度超過額、平成23年分繰越税額控除限度超過額、繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[公害防止設備]

(新增設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)

(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

(注) 指定公害防止用設備が措置法規則第5条の12第1項及び第3項第3号に規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」並びに同項第2号に規定する「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。

第11条の2((地震防災対策用資産の特別償却)関係)

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期)

11の2—1 措置法令第5条の11第1項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行

(新增設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の10第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、個人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の10第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)

(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

(注) 指定公害防止用設備が措置法規則第5条の12第2項及び第4項第2号ロに規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。

第11条の2((地震防災対策用資産の特別償却)関係)

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期)

11の2—1 措置法令第5条の11第3項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行

う個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の2第1項に規定する地震防災対策用資産（以下11の2—2において「地震防災対策用資産」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定）

11の2—2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。

（廃 止）

（廃 止）

（廃 止）

う個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の2第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却資産（以下11の2—2までにおいて「緊急地震速報受信装置等資産」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日の判定）

11の2—2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日は、当該緊急地震速報受信装置等資産をその設置場所に設置した日によるものとする。

（特定建築物の部分の意義）

11の2—3 措置法第11条の2第1項の表の第2号の第3欄に掲げる特定建築物の部分は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条に規定する計画の認定を受けた計画に係る建築物につき、当該計画に基づき同法第2条第2項に規定する耐震改修のための工事が行われた部分に限られるのであるから、例えば、当該耐震改修のための工事と同時に行った他の工事に係る部分は、これに該当しない。

第11条の4（（特定電気通信設備等の特別償却）関係）

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

11の4—1 措置法第11条の4第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した同項に規定する特定電気通信設備等（以下第11条の4関係において「特定電気通信設備等」という。）を他の者に貸与した場合において、当該特定電気通信設備等が専ら当該個人の事業の用に供されるものであるときは、当該特定電気通信設備等は当該個人の営む事業の用に供したものとして同条の規定を適用

第11条の4（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係

（国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額）

11の4—1 措置法第11条の4第1項に規定する集積産業用資産（以下11の4関係において「集積産業用資産」という。）の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上（同条第1項に規定する農林漁業関連業種（以下11の4—4関係において「農林漁業関連業種」という。）に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上）又は同条第2項第2号に規定する5億円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（注） 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。

（機械及び装置の取得価額の判定単位）

11の4—2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上）であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用する

する。

第11条の5（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係

（国庫補助金等をもって取得等した集積産業用資産の取得価額）

11の5—1 措置法第11条の5第1項に規定する集積産業用資産（以下11の5関係において「集積産業用資産」という。）の取得価額の合計額が措置法令第6条第2項第1号ロに規定する3億円以上（同条第1項に規定する農林漁業関連業種（以下この項及び11の5—4において「農林漁業関連業種」という。）に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上）又は同条第2項第2号に規定する5億円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（注） 措置法令第6条第2項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。

（機械及び装置の取得価額の判定単位）

11の5—2 措置法令第6条第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上）であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用する

ものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

11の4—3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

- (1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
- (2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

11の4—4 集積産業用資産である工場用の建物(建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。以下11の4—5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

11の4—5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第11条の4第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

ものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

11の5—3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

- (1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
- (2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

11の5—4 集積産業用資産である工場用の建物(建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。以下11の5—5において同じ。)の附属設備は、当該建物と共に取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

11の5—5 事業の用に供されている一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第11条の5第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

- (1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとするができる。

(指定集積事業の判定)

11の4—6 措置法第11条の4第1項に規定する集積区域(以下11の4関係において「集積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該集積区域内にある事業所ごとに判定する。

(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の4—7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。

(廃止)

(廃止)

- (1) 工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとするができる。

(指定集積事業の判定)

11の5—6 措置法第11条の5第1項に規定する集積区域(以下11の5関係において「集積区域」という。)内において行う事業が、指定集積事業に該当するかどうかは、当該集積区域内にある事業所ごとに判定する。

(指定集積事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の5—7 個人が、自己の下請業者で集積区域内において指定集積事業を営む者に対し、その指定集積事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該個人の営む指定集積事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。

第11条の6((資源再生化設備等の特別償却)関係)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6—1 個人が、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の6第1項に規定する資源再生化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、その貸し

(廃止)

第11条の5(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)関係

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の5-1 個人が、自己の下請業者(措置法第11条の5第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。)で同項に規定する生産製造連携事業(以下この項において「生産製造連携事業」という。)を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備(以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。)を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

付けている資源再生化設備等が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該資源再生化設備等は当該個人の営む事業の用に供したものと取り扱う。

(附属機器等の同時設置の意義)

11の6-2 平成8年3月31日付大蔵省告示第96号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

第11条の7(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)関係

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の7-1 個人が、自己の下請業者(措置法第11条の7第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。)で同項に規定する生産製造連携事業(以下この項において「生産製造連携事業」という。)を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備(以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。)を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(廃止)

第14条((高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却))関係

(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる高齢者向け優良賃貸住宅(以下14—11までにおいて「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

(各独立部分の範囲)

14—2 措置法令第7条第1項に規定する各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるも

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(障害者雇用割合の計算)

13—4 措置法第13条第5項第2号に規定する障害者雇用割合を計算する場合において、当該障害者雇用割合の計算の分母となる常時雇用する従業員の総数には措置法令第6条の6第5項に規定する短時間労働者の数は含まれないのであるが、当該障害者雇用割合の計算の分子となる雇用障害者数には同条第6項に規定する重度の障害者である短時間労働者の数が含まれることに留意する。

第14条((優良賃貸住宅の割増償却))関係

(中心市街地優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる中心市街地優良賃貸住宅(以下14—11までにおいて「中心市街地優良賃貸住宅」という。)又は同条第2項の規定の適用を受けることができる高齢者向け優良賃貸住宅(以下14—11までにおいて「高齢者向け優良賃貸住宅」という。)は、同条第1項又は第2項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、これらの期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

(各独立部分の範囲)

14—2 措置法令第7条第1項及び第2項に規定する各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供するこ

のをいう。

したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。

(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。

(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14—3 賃貸住宅である共同家屋の各独立部分(以下14—5までにおいて「住宅用区分所有家屋」という。)が住宅として貸家の用と店舗、事務所その他の用とに共用されている場合において、店舗、事務所その他の用に供されている部分の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるときは、当該住宅用区分所有家屋は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(注) 上記の「その他の用」には、自己の居住の用も含まれる。

(別棟建物)

14—4 母屋である住宅用区分所有家屋と一体となって住宅の効用を果している別棟の離れ屋、浴場、食堂等の建物は、当該共同家屋と併せて取得されたものに限り、母屋である住宅用区分所有家屋に含めて一の共同家屋又は住宅用区分所有家屋として措置法第14条第1項の規定を適用するものとする。

(倉庫、車庫等)

14—5 住宅用区分所有家屋に倉庫、車庫等が設置されている場合における当該倉庫、車庫等の取扱いは、次の区分に応じ次によるものとする。

とができるものをいう。

したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。

(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

14—3 賃貸住宅である共同家屋の各独立部分(以下14—5までにおいて「住宅用区分所有家屋」という。)が住宅として貸家の用と店舗、事務所その他の用とに共用されている場合において、店舗、事務所その他の用に供されている部分の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるときは、当該住宅用区分所有家屋は中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(注) 上記の「その他の用」には、自己の居住の用も含まれる。

(別棟建物)

14—4 母屋である住宅用区分所有家屋と一体となって住宅の効用を果している別棟の離れ屋、浴場、食堂等の建物は、当該共同家屋と併せて取得されたものに限り、母屋である住宅用区分所有家屋に含めて一の共同家屋又は住宅用区分所有家屋として措置法第14条第1項又は第2項の規定を適用するものとする。

(倉庫、車庫等)

14—5 住宅用区分所有家屋に倉庫、車庫等が設置されている場合における当該倉庫、車庫等の取扱いは、次の区分に応じ次によるものとする。

(1) 倉庫、車庫等が共同家屋の構造の一部をなしている場合には、当該倉庫、車庫等は、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得されたものに限り、住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として措置法第14条第1項の規定を適用する。ただし、当該倉庫、車庫等がその住宅に居住する者の居住の用以外の用に供されている場合には、この限りでない。

(2) 倉庫、車庫等が共同家屋と別棟となっている場合には、当該倉庫、車庫等については、措置法第14条第1項の規定の適用がない。ただし、当該倉庫、車庫等で当該住宅用区分所有家屋に居住する者の居住の用に供されており、かつ、当該倉庫、車庫等の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるものについては、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得され、かつ、当該住宅用区分所有家屋の耐用年数を適用しているものに限り、当該住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として同項の規定を適用することができる。

(注) (2)のただし書の適用を受けた場合には、当該倉庫、車庫等の床面積及び敷地の面積は、当該住宅用区分所有家屋の床面積及び当該共同家屋の敷地の面積に含めて措置法令第7条の床面積基準及び敷地面積基準に該当するかどうかを判定することに留意する。

(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が5以上であるかどうかの判定の時期)

14—6 高齢者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が5以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が5以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が5に満たないこととなった年について

(1) 倉庫、車庫等が共同家屋の構造の一部をなしている場合には、当該倉庫、車庫等は、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得されたものに限り、住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として措置法第14条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、当該倉庫、車庫等がその住宅に居住する者の居住の用以外の用に供されている場合には、この限りでない。

(2) 倉庫、車庫等が共同家屋と別棟となっている場合には、当該倉庫、車庫等については、措置法第14条第1項又は第2項の規定の適用がない。ただし、当該倉庫、車庫等で当該住宅用区分所有家屋に居住する者の居住の用に供されており、かつ、当該倉庫、車庫等の床面積が当該住宅用区分所有家屋の床面積の10分の1以下であるものについては、当該住宅用区分所有家屋に併せて取得され、かつ、当該住宅用区分所有家屋の耐用年数を適用しているものに限り、当該住宅用区分所有家屋に含めて一の住宅用区分所有家屋として同項の規定を適用することができる。

(注) (2)のただし書の適用を受けた場合には、当該倉庫、車庫等の床面積及び敷地の面積は、当該住宅用区分所有家屋の床面積及び当該共同家屋の敷地の面積に含めて措置法令第7条の床面積基準及び敷地面積基準に該当するかどうかを判定することに留意する。

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14—6 中心市街地優良賃貸住宅等は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年について

は、当該各独立部分のすべてについて同項の規定の適用がないことに留意する。

(床面積の意義)

14—7 措置法令第7条第1項に規定する床面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

14—9 措置法第14条の2第2項に規定する特定再開発建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に高齢者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該高齢者向け優良賃貸住宅部分については同法第14条第1項の規定を適用し、それ以外の部分については同法第14条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。

(資本的支出)

14—10 措置法第14条第1項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅について資本的支出(増築に係るものを除く。)がされた場合には、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

は、当該各独立部分のすべてについて同項の規定の適用がないことに留意する。

(注) 同条第2項の高齢者向け優良賃貸住宅におけるその各独立部分の数の判定についても、同様に取り扱う。

(床面積の意義)

14—7 措置法令第7条第1項及び第2項に規定する床面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(特定再開発建築物等に中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

14—9 措置法第14条の2第2項に規定する特定再開発建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該中心市街地優良賃貸住宅部分又は高齢者向け優良賃貸住宅部分については同法第14条第1項又は第2項の規定を適用し、それ以外の部分については同法第14条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。

(資本的支出)

14—10 措置法第14条第1項の規定の適用を受けている中心市街地優良賃貸住宅について資本的支出(増築に係るものを除く。)がされた場合には、当該中心市街地優良賃貸住宅について同項の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

同条第2項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅について資本的支出がされた場合についても、同様とする。

(相続により高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14—11 高齢者向け優良賃貸住宅を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）により取得した者の措置法第14条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が当該高齢者向け優良賃貸住宅を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日に属する年分の当該相続により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

第41条の19の5((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の5—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10条の2に規定する特例を含む。)
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税

(相続により中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14—11 中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）により取得した者の措置法第14条第1項又は第2項の規定の適用については、当該相続により取得した者が当該中心市街地優良賃貸住宅又は当該高齢者向け優良賃貸住宅を引き続き有していたものとみなし、同条第1項又は第2項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日に属する年分の当該相続により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅又は当該高齢者向け優良賃貸住宅につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

第41条の19の5((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の5—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10条の2に規定する特例を含む。)
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税

額の特別控除

- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (9) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (14) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (15) 法第95条の規定による外国税額控除

額の特別控除

- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (16) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

(経過的处理……改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成22年政令第58号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成22年財務省令第17号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達による改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。